

ちょこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

H30. 6月号

VOL. 073

いつもお世話になります。

6月に入ると、7月～6月までの事務所の年間カレンダーを作成します。弊所は、変形労働時間制を採用しており、週ごとの一日当たりの時間数を決め、年間の総労働時間を算定していきます。協定を従業員さんと結び労働基準監督署に届出します。毎年感じますが1年は早いものですね。今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

成功とは
意欲を失わずに
失敗に次ぐ失敗を
繰り返すことである

チャーチル
(名言・座右の銘より)

希望がこの世を動かす

この世を動かす力は

希望である。

やがて成長して果実が

得られるという

希望があれば、

農夫は畑に種をまかない。



マルチン・ルター

(元気手帳5より)

今月のいろいろ「掲示板」

【ランチミーティング】

皆でランチを食べに行きました。

いつもの事務所で食べるランチと違い、のんびりとゴールデンウィークのことなど話しながらおいしくいただきました。

とてもおいしいかつで、量もたくさんあり皆大満足でした。

とてもいいランチタイムになりました。



知っとこ！「税務のママ知識」

❖源泉所得税の納期の特例についてまとめ❖

7/10は源泉所得税の納付期限です。半年ごとの業務なので忘れがちな源泉所得税の納期の特例についても一度おさらいしましょう。

②納期の特例って何？

従業員の給与にかかる所得税を従業員の代わりに会社が納税する仕組みになっています。土業等にかかる所得税も同様です。本来、天引きした所得税は原則として給与振込の翌月10日までに納税する必要があります。ですが、「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」という書類を税務署に提出することによって毎月のこの業務を下記のように年2回に省略することができます。

- ・1～6月振込給与から源泉徴収した所得税 →7月10日までに納税
- ・7～12月振込給与から源泉徴収した所得税 →1月20日までに納税

②納期の特例が受けられるのは？

常時給与の支払いをする人が10名未満(アルバイト含む)の会社のみ適用を受けることができます。10人を超えた場合、特例の要件に当てはまらなくなりますので、その際はすみやかにとりやめの届出書を提出することとなっています。

この特例に該当する方は6月中には手続きの方を進めたいと思いますので、6月の給与や土業に対する報酬の請求書などの提出などご協力よろしくお願いいたします。

引用：国税庁 HP

事務所あれこれ日記

新入所員紹介

6月から新たなメンバーを迎え入れ、入所式を行いました。
山田奈美❖日々学び、充実した毎日を送れるよう頑張ります。宜しくお願いします。
野村亜弥菜❖一生懸命頑張ります。宜しくお願い致します。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

